平成21年9月16日鞍手町条例第15号

改正

平成22年3月19日条例第3号 平成28年6月15日条例第21号

鞍手町暴力団等追放推進条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団及び暴力団関係団体(以下「暴力団等」という。)を根絶し、暴力団 事務所等の進出を防止することにより、町民の生活の安全と平穏を守ることを目的とする。 (定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民 鞍手町内に住所を有する者、町内に滞在する者、町内に通勤通学する者、町内において商業、工業その他の事業活動を行う者並びに町内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。
 - (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 暴力団関係団体 次のアからウまでに掲げる団体をいう。
 - ア 法人の役員又は団体の代表者等(以下「役員等」という。)が暴力団員である団体又は暴力団員がその経営に実質的に関与している団体
 - イ 役員等が自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的又は他人に違法若しくは 不当な損害を加えるなどの目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する団体
 - ウ 役員等が資金等を提供し、又は便宜を供与するなどして暴力団の維持運営に協力し、又は 関与している団体
 - (4) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (5) 暴力団関係者 暴力団と関係をもちながら、資金等を提供するなどして暴力団の維持運営 に協力し、若しくは関与している者又は暴力団の威力を背景として暴力的不法行為を行う者を いう。
 - (6) 暴力団事務所等 暴力団等の利益、活動等の用に現に供しようとされている、又は供されている不動産及び施設をいう。

(町の責務)

- 第3条 町は、県及び暴力団員による違法又は不当な行為の防止を目的とする団体及び町民と連携 及び協力し、暴力団等を根絶し、及び暴力団事務所等の進出を防止するため、情報の提供、環境 の整備その他必要な施策を実施するものとする。
- 2 町は、町民又は町民が組織する民間の団体が自発的に行う暴力団等追放活動を促進するため、 情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、暴力団等の根絶及び暴力団事務所等の進出の防止に関し、必要な広報活動及び啓発活動 を行うものとする。
- 4 町は、町民からの暴力団等及び暴力団員等(暴力団員及び暴力団関係者をいう。以下同じ。) に関する情報の提供を受け、又は相談を受ける窓口を防犯担当課に設置し、前3項の措置を講ずるものとする。

(町の事務及び事業における措置)

- 第4条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団等又は暴力団員等を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。 (青少年に対する教育等のための措置)
- 第5条 町は、町立の中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)及び高等学校において、その生徒が暴力団等の根絶の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育を推進するものとする。
- 2 町は、青少年に対しても、前項に規定する教育の目的を達するため、青少年の育成に携わる者 が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他 の支援又は協力を行うものとする。

(町民の責務)

- 第6条 町民は、町が実施する暴力団等を根絶し、及び暴力団事務所等の進出を防止するための施 策について理解を深め、協力するよう努めるものとする。
- 2 町民は、暴力団等及び暴力団員等に関する情報を知ったときは、町に対し情報提供を行うよう 努めるものとする。

(相互協力)

第7条 町及び町民は、暴力団等を根絶し、暴力団事務所等の進出を防止するため、相互に協力するよう努めるものとする。

(暴力団を根絶するための取組)

- 第8条 町民は、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的又は他人に違法若しくは 不当な損害を加えるなどの目的をもって、暴力団等及び暴力団員等を利用してはならない。
- 2 町民は、暴力団等及び暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与してはならない。 (暴力団事務所等の進出を防止するための取組)
- 第9条 町民は、暴力団事務所等に使われることを知りながら、暴力団等及び暴力団員等に対し、 土地及び建物の売買、賃貸等を行ってはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月15日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。